

家庭の状況が変化した場合の手続き

必要書類の提出は、毎月20日までです。翌月から保育料（給食費副食費免除）及び支給認定（保育標準時間 or 保育短時間）が変更になります。やむを得ず期限を過ぎる場合は、事前に子ども支援課保育係または各施設まで連絡願います。

①離職する場合

離職日の翌日から90日以内に就労要件を満たした就労を開始していただかないと、保育解除（退所）となります。保育時間は「保育短時間」に切り替えとなります。

手続き

変更届「7. 世帯員の就労状況」（離職・退職日）欄を記入したものを提出してください。

②就職する場合

就職等により、保育時間等の変更が必要になった場合は、勤務開始日から希望の保育時間で利用が可能です。

手続き

変更届「7. 世帯員の就労状況」（就職日）欄を記入したものと及び就労証明書を提出してください。提出日（勤務開始日）から希望の保育時間で利用可能となります。

ただし、保育料及び支給認定は翌月分から変更となります。20日を過ぎてから書類が提出された場合は、翌々月からの変更となりますので、ご注意ください。

③就労場所(転勤・異動)や就労内容(時間・日数)の変更

勤務時間等に応じて、保育時間（標準時間 or 短時間）を決定します。

手続き

変更届「7. 世帯員の就労状況」（勤務場所変更・勤務内容変更）欄を記入したものと及び就労証明書を提出してください。

④住所変更(町内転居)や電話番号を変更する場合

住所変更により世帯員の増減がある場合は併せて届出してください。

手続き

変更届「3. 住所」または「4. 電話番号」欄を記入したものを提出してください。（婚姻・離婚が伴う場合は次ページ⑥または⑦を参照してください。）

⑤住所変更(町外へ転出)する場合

利府町に住民登録がないと原則保育解除（退所）となりますので、転出日について御注意願います。

手続き

保育所退所届を提出してください。退所日とは最終登園日の翌日のことです。

⑥保護者及び保育料納入義務者の変更をする場合

保護者と保育料納入義務者（口座名義人）は同一人での登録となるため、保護者変更と保育料納入義務者変更の両方の変更をお願いします。

手続き

変更届「2. 保護者変更」及び「5. 保育料納入義務者」欄を記入したものを提出してください。併せて、新納入義務者での口座振替申込書については金融機関へ提出してください。

⑦離婚した場合

離婚した日（離婚届受理日）の翌月分から保育料（副食費免除）を再算定（再判定）します。保護者（保育料納入義務者）変更及び氏の変更がある場合は、併せて変更手続きをしてください。※離婚しても同居している場合は、ひとり親として認定できません。

※DVによる保護命令を受け、児童扶養手当を受給している場合はひとり親として認定できません。

手続き

変更届「1. 児童氏名」「2. 保護者氏名」「5. 保育料納入義務者」「6. 世帯員の減員」「9. その他 離婚」と記入したものと及び戸籍謄本（受理証明書）を提出してください。

保育料納入義務者の変更を行う場合は、口座振替申込書を金融機関窓口へ提出してください。

※戸籍謄本については、本籍地で交付されます。受理証明書は、届出した市町村で交付されます。

⑧婚姻(事実婚を含む)した場合

婚姻した日（婚姻届受理日）の翌月分から保育料（副食費免除）を再算定（再判定）します。保護者（保育料納入義務者）変更及び氏の変更がある場合は、併せて変更手続きをしてください。

手続き

変更届「1. 児童氏名」「2. 保護者氏名」「5. 保育料納入義務者」「6. 世帯員の増員」「9. その他 婚姻」と記入したものと及び戸籍謄本（受理証明書）、配偶者の就労証明書及び課税証明書を提出してください。

保育料納入義務者の変更を行う場合は、口座振替申込書を金融機関窓口へ提出してください。

※戸籍謄本は本籍地で交付されますが、自治体によって対応が異なります。受理証明書は、届出した市町村で交付されます。

⑨生活保護受給開始・受給廃止した場合

保育料の再算定を行います。

手続き

変更届「9. その他 生活保護開始または生活保護廃止」と記入したものと及び生活保護の開始または廃止の事実がわかる書類（生活保護受給証明書等）を提出してください。

⑩住民税額が変更になった場合

保育料再算定または副食費免除再判定を行います。※過年度にさかのぼって変更は行いません。

手続き

変更届「9. その他 住民税額変更」と記入したもの及び変更後の住民税が記載されている課税証明書等を提出してください。